

## 統計法実施条例

2017年5月28日国务院令 第681号により公布 同年8月1日施行

### 目次

第1章	総則
第2章	統計調査項目
第3章	統計調査の実施の組織
第4章	統計資料の管理及び公布
第5章	統計機構及び統計人員
第6章	監督・検査
第7章	法律責任
第8章	附則

### 第1章 総則

- 第1条 「統計法」に基づき、この条例を制定する。
- 第2条 統計資料について行政記録を通じて取得可能な場合には、調査の実施を組織してはならない。サンプル抽出調査又は重点的調査を通じて統計の必要を満たすことができる場合には、全面的調査の実施を組織してはならない。
- 第3条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、統計規律研究を強化し、新興産業等の統計を健全化し、経済、社会、科学技術、資源及び環境統計を完全化し、インターネット、ビッグデータ及びクラウド・コンピューティング等の現代情報技術の統計業務における活用を推進し、経済社会発展の必要を満たさなければならない。
- 第4条 地方人民政府又は県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、国の関係規定に基づき、統計について偽造し、又は虚偽を弄することを防御し、及び懲罰する当該単位の研究責任主体を明確にし、統計法及びこの条例の規定を厳格に執行しなければならない。
- 2 地方人民政府又は県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門並びにその責任者は、統計活動が法により行われることを保障しなければならない。統計機構又は統計人員が統計調査、統計報告及び統計監督に係る職権を独立して行使するのを侵害してはならず、統計調査対象の提供する統計資料に不法に干渉してはならず、かつ、統計について偽造し、又は虚偽を弄してはならない。
- 3 統計調査対象は、統計法及び国の関係規定により、真実に、正確に、完全に、かつ、遅滞なく統計資料を提供し、虚偽を弄する等の違法行為を拒絶し、及び防ぎ止めなければならない。
- 第5条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、営利的統計調査の実施を組織してはならない。

- 2 国は、県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が社会からサービスを購入することを通じて統計調査及び資料開発の実施を組織することを計画的に推進する。

## 第2章 統計調査項目

第6条 部門統計調査項目及び地方統計調査項目の主要内容は、国家統計調査項目の内容と重複し、又は矛盾してはならない。

第7条 統計調査項目の制定機関（以下「制定機関」という。）は、項目の必要性、実行可能性及び科学性について論証をし、関係する地方、部門、統計調査対象及び専門家の意見を求めなければならない、かつ、制定機関が会議制度に従い集団で討論して決定する。

- 2 重要統計調査項目については、試行をしなければならない。

第8条 制定機関は、統計調査項目の審査・承認（編注：この「承認」という訳語は、国家機関相互の間の、又は国家機関内部の「同意」を意味する。以下同じ。）を申請する場合には、公文書の形式により審査・承認機関に対し統計調査項目審査・承認申請表、項目の統計調査制度及び業務経費出所説明を提出しなければならない。

- 2 申請資料がそろっておらず、又は法定形式に適合しない場合には、審査・承認機関は補正が必要な全部の内容を一括して告知しなければならない、制定機関は審査・承認機関の要求に従い補正しなければならない。

- 3 申請資料がそろっており、法定形式に適合する場合には、審査・承認機関は、受理しなければならない。

第9条 統計調査項目が次の条件に適合する場合には、審査・承認機関は、承認する旨の書面による決定をしなければならない。

- (1) 法定の根拠を有し、又は公共管理及びサービスのために確実に必要であること。
- (2) 既に承認し、又はファイリングした統計調査項目の主要内容と重複せず、及び矛盾しないこと。
- (3) 主要統計指標につき行政記録又は既存の統計調査資料の加工・整理を通じて取得するすべがないこと。
- (4) 統計調査制度が統計の法律・法規の規定に適合し、科学的であり、合理的であり、かつ、実行可能であること。
- (5) 採用する統計標準が国の関係規定に適合すること。
- (6) 制定機関が項目執行能力を具備すること。

- 2 前項所定の条件に適合しない場合には、審査・承認機関は、制定機関に対し変更意見を提出しなければならない。変更した後になお前項所定の条件に適合しない場合には、審査・承認機関は、承認しない旨の書面による決定をし、かつ、理由を説明しなければならない。

第10条 統計調査項目がその他の部門の職責にかかわる場合には、審査・承認機関は、審査・承認決定をする前に、関連部門の意見を求めなければならない。

第11条 審査・承認機関は、統計調査項目審査・承認申請を受理した日から20日以内に決定をしなければならない。20日以内に決定をすることのできない場合には、審査・承認機関の責任者の承認を経て10日延長することができ、かつ、審査・承認期間を延長する理由を制定機関に告知しなければならない。

- 2 制定機関が統計調査項目を変更する期間については、審査・承認期間内に算入しない。

第12条 制定機関は、統計調査項目のファイリングを申請する場合には、公文書の

形式によりファイリング機関に対し統計調査項目ファイリング申請表及び項目の統計調査制度を提出しなければならない。

2 統計調査項目の調査対象が制定機関の管轄系統に属し、かつ、主要内容が既に承認され、又はファイリングされた統計調査項目と重複せず、及び矛盾しない場合には、ファイリング機関は、法によりファイリング文書番号を与えなければならない。

第 13 条 統計調査項目が承認又はファイリングを経た場合には、審査・承認機関又はファイリング機関は、遅滞なく統計調査項目及びその統計調査制度の主要内容を公布しなければならない。国家秘密にかかわる統計調査項目は、これを除く。

第 14 条 統計調査項目が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査・承認機関又はファイリング機関は、審査・承認又はファイリングの手続を簡素化し、期間を短縮しなければならない。

- (1) 突発的事件が発生し速やかに統計調査を実施する必要のあるとき。
- (2) 統計調査制度の内容が変動していない場合において、統計調査項目の有効期間が満了し期間を延長する必要のあるとき。

第 15 条 統計法第 17 条第 2 項所定の国家統計標準は、強制執行標準である。各級人民政府又は県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が実施を組織する統計調査活動については、国家統計標準を執行しなければならない。

2 国家統計標準を制定する場合には、国务院の関係部門の意見を求めなければならない。

### 第 3 章 統計調査の実施の組織

第 16 条 統計機構又は統計人員は、統計調査の実施を組織する場合には、統計調査対象の法定の記入・報告義務、主要指標の意義及び関係する記入・報告要求等について、統計調査対象に対し説明をしなければならない。

第 17 条 国家機関、企業・事業単位その他組織等の統計調査対象は、統計資料を提供する場合には、記入・報告人員及び単位責任者が署名し、かつ、公印を押捺しなければならない。個人は、統計調査対象として統計資料を提供する場合には、本人が署名しなければならない。統計調査制度が署名し、及び公印を押捺する必要がないと定める場合は、これを除く。

2 統計調査対象は、ネットワークを使用して統計資料を提供する場合には、国の関係規定に従い執行する。

第 18 条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門は、ネットワークの使用による統計資料の報告・送付を普及させる場合には、効果的なネットワーク安全保障措置を講じなければならない。

第 19 条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門及び郷・鎮の統計人員は、統計調査対象の提供する統計資料について審査をしなければならない。統計資料が完全でなく、又は明らかな錯誤が存在する場合には、統計調査対象が法により補充し、又は是正しなければならない。

第 20 条 国家統計局は、統計データ品質モニタリング・コントロール及び評価制度を確立して健全化し、各省、自治区及び直轄市の重要統計データに対するモニタリング・コントロール及び評価を強化しなければならない。

### 第 4 章 統計資料の管理及び公布

第 21 条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門及び郷・鎮人民政府は、統計調査において取得した統計資料を適切に保管しなければならない。

2 国は、統計資料災難バックアップ・システムを確立する。

第 22 条 統計調査において取得した統計調査対象の原始資料は、少なくとも 2 年にわたりこれを保存しなければならない。

2 総括的統計資料は少なくとも 10 年にわたりこれを保存しなければならない。重要な総括的統計資料は永久にこれを保存しなければならない。法律・法規に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

第 23 条 統計調査対象が国の関係規定に従い設置した原始記録及び統計台帳は、少なくとも 2 年にわたりこれを保存しなければならない。

第 24 条 国家統計局が統計調査して取得した全国的統計データ並びに省、自治区及び直轄市を分けた統計データについては、国家統計局が公布し、又は国家統計局が授権したその派遣に係る調査機構若しくは省級人民政府の統計機構が公布する。

第 25 条 国務院の関係部門が統計調査して取得した統計データについては、国務院の関係部門が国の関係規定及び既に承認され、又はファイリングされた統計調査制度に従い公布する。

2 県級以上の地方人民政府の関係部門は、自己が統計調査して取得した統計データを公布する場合には、前項の規定に照らして執行する。

第 26 条 既に公布した統計データについて国の関係規定に従い訂正をする必要がある場合には、県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、遅滞なく訂正後のデータを公布し、かつ、訂正の根拠及び状況について説明をしなければならない。

第 27 条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、遅滞なく主要統計指標の意義、調査範囲、調査方法、計算方法及びサンプル抽出調査のサンプル量等の情報を公布し、統計データについて解釈・説明をしなければならない。

第 28 条 統計資料を公布する場合には、国の関係規定に従い行わなければならない。公布前には、いずれの単位及び個人も、国の関係規定に違反して対外的に提供してはならず、かつ、公布されていない統計資料を利用して不正な利益の取得を図ってはならない。

第 29 条 統計法第 25 条所定の単独の統計調査対象の資格・身分（編注：原語は、「身份」である。以下同じ。）を識別し、又は推定することができる資料には次のものが含まれる。

(1) 単独の統計調査対象の資格・身分を直接に表示する資料

(2) 単独の統計調査対象の資格・身分を直接には表示しないが、既に表示された住所又はコード等の関連情報を通じて単独の統計調査対象の資格・身分を識別し、又は推定することができる資料

(3) 単独の統計調査対象の資格・身分を推定することができる総括資料

第 30 条 統計調査において取得した単独の統計調査対象の資格・身分を識別し、又は推定することができる資料については、法により厳格に管理しなければならない。統計法律執行の根拠とする場合を除き、直接に統計調査対象に対し行政許可又は行政処罰等の具体的行政行為を実施する根拠としてはならず、かつ、統計任務を完成させる以外の目的に用いてはならない。

第 31 条 国は、統計情報共同享有メカニズムを確立して健全化し、県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が統計調査して取得した資料の共同享有を実現する。制定機関が共同で制定した統計調査項目については、取得した統計資料を共同で使用することができる。

2 統計調査制度は、統計情報共同享有の内容、方式、期間、経路及び責任等について規定をしなければならない。

## 第5章 統計機構及び統計人員

第32条 県級以上の地方人民政府の統計機構は、当該級の人民政府及び上級人民政府の統計機構の二重指導を受け、統計業務において上級人民政府の統計機構の指導を主とする。

2 郷・鎮人民政府は、統計業務職位を設け、専任又は兼職の統計人員を配備し、統計職責を履行させ、統計業務において上級人民政府の統計機構の指導を受けさせる。郷・鎮の統計人員の異動については、県級人民政府の統計機構の同意を得なければならない。

3 県級以上の人民政府の関係部門は、統計業務において当該級の人民政府の統計機構の指導を受ける。

第33条 県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門は、国家統計調査任務を完成し、国家統計調査項目の統計調査制度を執行し、当該地方及び当該部門の統計調査活動の実施を組織しなければならない。

第34条 国家機関、企業・事業単位その他組織は、統計基礎業務を強化し、法定の統計資料報告・送付義務を履行するために組織、人員及び業務条件に係る保障を提供しなければならない。

第35条 統計業務において突出した貢献をし、顕著な成績を取得した単位及び個人については、国の関係規定に従い表彰及び報奨を与える。

## 第6章 監督・検査

第36条 県級以上の人民政府の統計機構において統計法律執行業務に従事する人員は、必要な法律知識及び統計業務知識を具備し、統計法律執行養成・訓練に参加し、かつ、国家統計局が統一して印刷・作成する統計法律執行証を取得しなければならない。

第37条 いずれの単位及び個人も、統計業務に対する監督・検査及び統計違法行為に対する調査・処理業務を拒絶し、又は妨害してはならず、かつ、統計違法行為をかばい、又は容認してはならない。

第38条 いずれの単位及び個人も、県級以上の人民政府の統計機構に対し統計違法行為を告発・通報する権利を有する。

2 県級以上の人民政府の統計機構は、統計違法行為を告発・通報する方式及びルートを公布し、告発・通報を法により受理し、調査・確認し、及び処理し、かつ、告発・通報人のために秘密を保持しなければならない。

第39条 県級以上の人民政府の統計機構は、統計違法行為の調査・処理につき責任を負う。法律又は行政法規に關係部門による統計違法行為の調査・処理について別段の定めのある場合には、当該定めに従う。

## 第7章 法律責任

第40条 次の事由は、統計法第37条第(4)号所定の重大な統計違法行為について監察が行き届いていないことに属し、地方人民政府又は政府の統計機構若しくは關係する部門若しくは単位の責任者に対し、任免機関又は監察機関が法により処分を科し、かつ、県級以上の人民政府の統計機構がその旨を通報する。

(1) 当該地方、当該部門又は当該単位の広範囲において統計について偽造し、又は虚偽を弄することが発生し、又は連続して発生すること。

(2) 当該地方、当該部門又は当該単位の統計データが重大に事実と相違しており、

発見すべきであったのに発見していないこと。

- (3) 当該地方、当該部門又は当該単位の統計データが重大に事実と相違していることを発見したのに是正しないこと。

第 41 条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門が営利的統計調査の実施を組織した場合には、当該級の人民政府、上級人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、その旨を通報する。違法所得がある場合には、違法所得を没収する。

第 42 条 地方各級人民政府又は県級以上の人民政府の統計機構若しくは関係部門及びその責任者が統計機構又は統計人員が統計調査、統計報告若しくは統計監督に係る職権を独立して行使するのを侵害し、又は文書による示達、会議の手配その他の方式を採用して統計調査対象その他の単位又は人員に対し虚偽の統計資料を捏造するよう意を授け、指図し、若しくは強制的に命じた場合には、上級人民政府、当該級の人民政府、上級人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、その旨を通報する。

第 43 条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門が統計調査活動の実施を組織するのにおいて次の行為のいずれかをした場合には、当該級の人民政府、上級人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、その旨を通報する。

- (1) 統計調査項目を違法に制定し、審査・承認し、又はファイリングする行為
- (2) 承認又はファイリングを経た統計調査項目及びその統計調査制度の主要内容を規定どおりに公布しない行為
- (3) 国家統計標準を執行しない行為
- (4) 統計調査制度を執行しない行為
- (5) 単独の統計調査対象の統計資料を自ら変更する行為

2 郷・鎮の統計人員が前項第(3)号ないし第(5)号所定の行為をした場合には、是正するよう命じ、法により処分を科する。

第 44 条 県級以上の人民政府の統計機構又は関係部門が第 24 条又は第 25 条の規定に違反して統計データを公布した場合には、当該級の人民政府、上級人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、その旨を通報する。

第 45 条 国の関係規定に違反し、公布されていない統計資料を対外的に提供し、又は公布されていない統計資料を利用して不正な利益の取得を図った場合には、任免機関又は監察機関が法により処分を科し、かつ、県級以上の人民政府の統計機構がその旨を通報する。

第 46 条 統計機構及びその業務人員が次の行為のいずれかをした場合には、当該級の人民政府又は上級人民政府の統計機構が是正するよう命じ、その旨を通報する。

- (1) 統計業務に対する監督・検査及び統計違法行為に対する調査・処理業務を拒絶し、又は妨害する行為
- (2) 統計違法行為をかばい、又は容認する行為
- (3) 統計違法行為をした単位又は個人に対し情報を密告し、当該単位又は個人が調査・処理を逃れるのを幫助する行為
- (4) 統計違法行為に対する告発・通報を法どおりに受理せず、調査・確認せず、又は処理しない行為
- (5) 統計違法行為に対する告発・通報状況を漏洩する行為

第 47 条 地方各級人民政府又は県級以上の人民政府の関係部門が統計監督・検査を拒絶し、若しくは妨害し、又は原始記録及び証憑、統計台帳、統計調査表その他の

関連する証明及び資料を移転し、隠匿し、改ざんし、若しくは毀棄した場合には、上級人民政府、上級人民政府の統計機構又は当該級の人民政府の統計機構が是正するよう命じ、その旨を通報する。

第 48 条 地方各級人民政府又は県級以上の人民政府の統計機構及び関係部門が第 41 条ないし前条所定の違法行為のいずれかをした場合には、直接に責任を負う主管人員その他直接責任人員に対しては、任免機関又は監察機関が法により処分を科する。

第 49 条 郷・鎮人民政府が統計法第 38 条第 1 項又は第 39 条第 1 項所定の行為のいずれかをした場合には、統計法第 38 条又は第 39 条の規定により法律責任を追及する。

第 50 条 次の事由は、統計法第 41 条第 2 項所定の情状（編注：原語は「情節」であり、統計法では「事案」と訳したが、刑事法の訳語との統一を図るために「情状」と訳した。以下同じ。）が重大である行為に属する。

- (1) 暴力又は脅迫の方法を使用して統計調査又は統計監督・検査を拒絶し、又は妨害すること。
- (2) 統計調査又は統計監督・検査を拒絶し、又は妨害し、関連業務の正常な展開に重大に影響を及ぼすこと。
- (3) 真実でなく、又は完全でない統計資料を提供し、重大な結果又は劣悪な影響をもたらすこと。
- (4) 統計法第 41 条第 1 項所定の違法行為のいずれかをし、1 年以内に 3 回以上是正するよう命ぜられること。

第 51 条 統計違法行為が犯罪の嫌疑にかかわる場合には、県級以上の人民政府の統計機構は、事件を司法機関に送致して処理させなければならない。

## 第 8 章 附則

第 52 条 中華人民共和国国外の組織又は個人は、中華人民共和国国内において統計調査活動をする必要のある場合には、中華人民共和国国内の涉外統計調査資格を有する機構に委託してさせなければならない。涉外統計調査資格については、法により報告して認可を経なければならない。統計調査範囲が省、自治区又は直轄市の行政区域内に限られる場合には、省級人民政府の統計機構が審査・認可する。統計調査範囲が省、自治区又は直轄市の行政区域をまたぐ場合には、国家統計局が審査・認可する。

2 涉外社会調査項目については、法により報告して認可を経なければならない。統計調査範囲が省、自治区又は直轄市の行政区域内に限られる場合には、省級人民政府の統計機構が審査・認可する。統計調査範囲が省、自治区又は直轄市の行政区域をまたぐ場合には、国家統計局が審査・認可する。

第 53 条 国家統計局又は省級人民政府の統計機構は、涉外統計違法行為について調査する場合には、統計法第 35 条所定の措置を講ずる権限を有する。

第 54 条 涉外統計調査活動に違法に従事した単位又は個人については、国家統計局又は省級人民政府の統計機構が是正するよう命じ、又は調査を停止するよう命じ、違法所得がある場合には、違法所得を没収する。違法所得が 50 万元以上の場合には、違法所得相当額以上 3 倍以下の罰金を併科する。違法所得が 50 万元未満であり、又は違法所得がない場合には、200 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、涉外統計調査資格を暫定的に停止し、又は取り消し、涉外社会調査項目認可決定を取り消す。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第 55 条 この条例は、2017 年 8 月 1 日からこれを施行する。1987 年 1 月 19 日に国

務院が承認して1987年2月15日に国家統計局が公布し、2000年6月2日に国務院が改正を承認して2000年6月15日に国家統計局が公布し、及び2005年12月16日に国務院が改正した「統計法実施細則」は、同時にこれを廃止する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所